

平成 23 年 3 月議会八尾春雄一般質問

八尾第 1 回目の質問

10番、八尾春雄です。傍聴に来ていただいた方、ありがとうございます。質問に入る前に2点だけ申し上げます。

去る2月15日、拙宅にファクスが届きまして、日本共産党長崎県本部の山下満昭県委員長からのものでございました。奈良県広陵町の平岡仁町長と笹井正隆議長がそろって日本原水協が発表した核兵器廃止のための新しい署名に1番目に協力をしていただいて、被爆県民の一人として、大変心強いというものでございました。県内では荒井知事、下市の東町長さん、杵本議長さん、十津川村の更谷村長さん、松実議長さんも署名しておられます。引き続き県内での取り組みが進められるものと思いますけれども、私もこうした活動に協力していきたいと、このことを申し上げます。

もう1点は、防災士研修と試験のことです。町として、たくさんの防災士を誕生させたいとのことで、費用負担していただきまして、ありがとうございます。幸い今回受験した議員、3人おりますが、全員合格したようで、議員の中では6名になったようでございます。聞くとところによると城内事務局長も合格したと、大層喜んでおられますけれども、今後は議員としても防災士としても、また、私は、馬見北5丁目自治会の会員の一人としても、この課題に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、質問に入ります。1番でございます。地区計画制度の導入について、申請5自治会との間で今後の日程を平成22年12月中に確認することになっていたのに、進捗状況を問い合わせいたします。

1、馬見南3丁目地区計画は昨年12月20日、町都市計画審議会で全会一致可決された後、県知事の同意を求めたところ、平成23年1月11日に県知事同意がなされたとのことでございます。このことにより、町は速やかに公示すべきではなかったのか。2月23日までにおくませた理由は何でしょうか。

2番目、その後、町が日程を明示しない中で、積極的に日程を逆提案しておられる自治会も出てきました。真摯に受けとめ対応していただきたい。どのように対応されるのか。

3番です。町原案を示していない自治会への対応について、今後の見通しをどのように持っておられるのか。町の呼びかけにまともに対応しようとしていない地権者の方に対して、ぜひ責任者との面会も含め、町が責任ある行動をとる必要があると考えるが、どうでしょうか。

大きな2番目の質問でございます。地産地消を生かした中学校給食の実現を求める。

1、小学校の給食事業、同様に、今後検討される中学校給食にも広陵町内の農産物を活

用する方法をもっと研究する必要があるのではないか。特に学校給食に必要な質と量を確認することと同時に、生産量が必要量を超過した場合の適切な販路を検討する必要があります。町内の販売所との連携を求めてはどうでしょうか。

2番目、自校方式とセンター方式を比較し、コスト面からセンター方式がよいとの議論がございます、試算されたのですか。結果はどうですか。北海道岩見沢市で学校給食が原因とみられる食中毒事件の報道に接しました。一点集中の危険性が明らかになった事例ではないでしょうか。町長の認識を問います。

大きな**3番目**でございます。第3次行政改革大綱、これは、平成18年12月の表示になっておりましたが、これで、定めた住民協働のまちづくり推進について、みずから定めた方針の遵守を求めます。

1、平成24年度から10年間の次期総合計画策定のために、今般、同懇話会委員の募集がなされております。1、現行の第3次総合計画は、平成12年度から同22年度までの11年間となっております。これでは、平成23年度が空白になってしまいます。経緯を説明してください。

2、平成22年度予算で1,000万円を計上した際に、私は、住民参加を徹底して私たちがつくった計画と認識できるように取り計らってほしいと要望しておりました。どのように検討されて、今回の募集に至ったのかの説明を求めます。

3、同懇話会の構成はどのように考えているのか。公募委員が4名、会議は3回の予定では少ないし、次に述べる公共交通の問題についても関連して、全住民アンケートを検討してもらいたい。②公共交通システムに関し、9カ所の住民説明会で約束した全住民対象のアンケートも履行されておられません。アンケートは実施すべきではないのか、答弁を求めます。

大きな**4番目**でございます。国民健康保険資格証明書は発行しないことを求める。

1、去る2月10日の国保運営協議会において、収納課長から、国税収納対策として資格証明書の発行を検討してはどうかとの発言があり、びっくりした。資格証明書を発行しても収納対策にならず、むしろ極端な受診抑制が生ずることが知られている。その場で町長は、短期保険証で対応するようにとの方針であると説明している。これほど重要な問題での不一致は見過ごすことができない。町長より、国民健康保険資格証明書は発行しないとの言明を求めるものでございます。

2、短期被保険者証については、受け取りに来ない等を理由として、本人に交付しない事例がある。現在未交付の短期被保険者証は何件か、該当者にどのように対応しているのか。さらに、国民健康保険法第44条に該当、不該当なのかを吟味しているのかどうか。その結果はどうか、説明を求めます。

大きな**5番目**でございます。北方領土返還運動での弱点克服を求める。北方領土返還要求運動奈良県民会議の中で正確に議論してもらおう働きかけてもらいたい。

1、対象となる北方領土を国後、択捉、歯舞、色丹の4島に限定し、得撫島以北占守島

までの18の島、いわゆる北千島を対象にしていないのはなぜか。樺太千島交換条約1875年5月に締結された、この条約によって、平和的な交渉により、占守島とカムチャツカ半島との間が国境であることは歴史的事実ではないでしょうか。

2、サンフランシスコ講和条約第2条C項で、千島列島の放棄を定めている。政府は北方4島は千島ではないので返還をとの立場だが、これは国際的に通用する主張ではない。国後島、択捉島は南千島であり、歯舞島、色丹島は北海道の一部ではないのか。1943年のカイロ宣言では、戦争に勝ったことにより領土の割譲を受けた場合には、これを返還し第2次大戦後には領土拡張は行わないという領土不拡大を、原則を確認しているのに、この原則に反して1945年2月のヤルタ会談で米、英国はソ連の対日参戦の条件として、千島列島の引き渡しを確約している。サンフランシスコ講和条約第2条C項を前提にした領土問題の進展は困難であると思うが、どうでしょうか。以上でございます。よろしくお願いいたします。

平岡町長1回目の答弁

ただいま、八尾議員から大きく5項目について、お尋ねをいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず初めに、長崎県からの核兵器廃絶の署名について、御報告がございました。私も平和活動にしっかりと頑張っております。また、防災士の試験にもお触れをいただきまして、先ほど通知を見せていただきました。皆さんはすごいですね、町民の皆さん、しっかりと受講をしていただきまして、全員合格とはいきませんが、一人だけ不合格ありました。ほぼ、全員と言っていいほどでございます。今日まで、こんないい成績を残した町はないそうです。一人の不合格者残念ですが、来年、挑戦をしていただくように私からも申し上げます。それでは、質問にお答えを申し上げます。

まず、地区計画制度の導入でございます。申請5自治会との間で今後の日程を12月中に確認することになっていた進捗状況を問うということでございます。

答弁として、御質問の地区計画制度の導入について、進捗を問うということですが、馬見南3丁目の地区計画の知事同意がなされているのに、町は速やかに告示しなかったのか、おくらせた理由はどのことでございます。地区計画の策定に際し、地区整備計画に定める建築物に関する事項を建築基準法の制限とするように進めてきました。このような場合は、地区計画の効力が生じる告示時に条例による規制が直ちに働くことが望ましいとされていることから告示をおくらせる判断をしたもので、その後、2月23日に告示されております。

その後、町が日程を明示しない中で、日程の逆提案しておられる自治会への対応についてですが、地区計画制度というのは個人の権利を制限するものであり、日程を設け強引に進めることは、この制度になじまないと考えます。しかし、今後も真摯に受けとめ対応してまいりたいと考えます。

町原案を示していない自治会への対応についてですが、町原案を示していない自治会は、馬見南2丁目、馬見南4丁目、みささぎ台の3自治会です。馬見南2丁目自治会につきましては、2月に自治会役員の方々と原案策定に向け、第1回の説明及び協議を行いました。馬見南4丁目自治会につきましては、共同住宅ゾーン地区の検討委員会の4社にお会いする機会を打診し返事を待っているところです。みささぎ台自治会においては、鋭意努力をしているところです。町としましては、今後も十分議論をし、より多くの方が納得できる道を求めていくのが、最良の方法と考えています。

次、2番目でございます。地産地消を生かした中学校給食の実現、これは教育長がお答えを申し上げます。

次、3番目でございます。行政改革大綱に定めた住民協働のまちづくり推進について、大きく2項目について、御質問をいただいています。

まず、総合計画は昭和44年の地方自治法改正により、基本構想の策定義務が創設され、現在、全国9割を超える市区町村で策定されています。国会では、基本構想の義務づけを削除する地方自治法の改正が昨年4月に参議院で可決されましたが、衆議院では継続審査となっており、事実上審議がストップしている状態となっています。自治体の自由度の拡大を図ることから、時期は流動的ではありますが、可決される見通しであると考えております。法改正の時期を見きわめながら、総合計画のあり方を検討してきましたが、基本構想の策定義務が撤廃されても、まちづくりを進めていく上での指針となる中長期計画は必要であり、既に職員によるプロジェクトチームにより、作業を進めております。策定に当たっては、公募委員も含めた住民による懇談会、アンケート調査やホームページでの意見募集、いわゆるパブリックコメントも実施してまいります。

なお、アンケート調査を全員にということですが、データとして十分な精度を得られるよう数多くの住民に対して、実施する計画をしています。

次に、地域公共交通システムに関する御質問のアンケートですが、地域公共交通システムを確かなものとするため、住民の皆さんの御意見をお聞きすることは、大変重要なことでもあります。御指摘の全住民を対象としたアンケート調査も一つの考えではありますが、多くの個々の意見をシステムに取り入れることは不可能なことであり、期待感を失望させてしまうことになったり、時間と労力を費やしただけの結果となったりしないとも限りません。今回の連携計画案は、元気号の運行時のアンケート調査や地区別懇談会の意見を集約し、協議会において専門的な意見をいただきながら、まとめ上げたものであります。

次、4番目でございます。国民健康保険資格証明書は発行しないことを求めるという強い御意見でございます。このことについて、二つ質問をいただいています。順を追って申し上げます。

2月10日の国保運営協議会における収納課長の発言趣旨は、保険証にかえて、直ちに被保険者資格証明書を発行するというものではなく、滞納者個々の事情に十分配慮はするものの交渉する中には到底容認できない事例があることから、今後、被保険者資格証明書

についても、検討を行う時期にきているというものでございます。

近年、本町においては、国保税等の滞納整理に力を入れて取り組んでまいりました。収納担当部署だけでなく、課税部署とも共同して、収納業務に当たっているところで、滞納整理が進んだ結果、納付できる経済状況にあるにもかかわらず納付しない、その滞納理由が善良な納税者にとって理解できない事例があるということも具体的事例を挙げて御説明しているところです。

滞納があっても、保険証を発行することが基本とは考えていますが、このような状況を打開し、納税の公平性を保つためには、被保険者資格証明書について、別途検討会議のようなものを立ち上げ、検討をすることも一案と考えます。決して、不一致発言を行ったものではないことを御理解ください。

次の、短期被保険者証についての御質問は3月の保険証更新に当たり、滞納している被保険者には、まず前もって納税相談の通知を行い滞納税の解消、または分納誓約のため、納税折衝の機会を持ち、その後に保険証の更新をしていますが、そのことについてのお尋ねだと思われます。

平成22年3月現在401件の対象者に対して、納税相談の通知を行いました。平成23年1月末現在64名の方が相談にお越しになっていません。ただ、18歳未満の被保険者については、法律に基づき6カ月の短期証を発行し、期限満了前に更新した保険証を送付しております。お越しにならない方については、収納課と連携しながら、随時連絡をとるようにしています。

次に、お尋ねの国民健康保険法第44条は、保険医療機関等に支払う一部負担金についてであります。本条は市町村に義務を課したのではなく、市町村それぞれの状況に応じた判断で、できるという内容のものであります。

本町においては、法第44条を適用する要綱等の整備はしていないことから、短期被保険者証の発行に当たって、法第44条に該当するか、該当しないかの吟味はしていません。厳しい経済情勢を勘案して、国においては、本年度に減免等に当たっての判断基準を示してきたところであり、本町においても近隣の状況を踏まえて要綱等の整備について検討してまいります。

次、最後の質問で5番目でございます。北方領土返還運動での弱点を克服せよと。奈良県民会議の中で、正確に議論してもらおう働きかけてもらいたいという御質問でございます。北方領土の歴史につきましては、議員御承知のとおりであり、1875年の樺太、千島交換条約による全千島列島の返還という御質問であります。

日本は、1951年のサンフランシスコ講和条約において、得撫島より北の北千島と南樺太の権利、請求権を放棄しています。しかし、放棄した地域がどこに帰属するかについては、何も決められていない状態であります。ロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問や、相次ぐ閣僚の北方領土訪問など、領土問題を無視したロシアの強硬姿勢は、日本の国民感情から受け入れられるものではなく、私も強い怒りを感じているところであります。

北方領土返還要求奈良県民会議は北方四島の早期一括返還を目指し、啓発活動や県民大会により、粘り強い取り組みを行っております。国民一人一人が統一した理解を深め、一丸となって、解決に向けて努力する必要があります。まず、国際条約で決められた日本の領土である北方四島の返還に向け、ロシアと粘り強く交渉することが大事であると考えております。北方四島の問題が解決した後、現在ロシアが実効支配している北千島列島の帰属先を協議されるものと認識しており、国際情勢や外交を見守っていきたいと考えています。

私から、以上のとおりでございます。

安田教育長の1回目の答弁

八尾議員の質問事項に地産地消を生かした中学校給食の実現を求める。一つとして、小学校の給食事業、同様に今後検討される中学校給食にも広陵町内の農産物を活用する方法をもっと研究する必要があるのではないか。特に、学校給食に必要な質と量を確保することと同時に生産量が必要量を超過した場合の適切な販路を検討する必要がある。町内の販売所との連携を求めているかどうか。

二つ目として、自校方式とセンター方式を比較し、コスト面からセンター方式がよいとの議論がある。試算したのか、結果はどうか。北海道岩見沢市の学校給食が原因とみられる食中毒事件の報道に接した。一点集中の危険性が明らかになった事例ではないだろうか。町長の認識を問う、の質問であります。

答弁といたしまして、地産地消を生かした中学校給食の実現を求めるとして、小学校の給食に町内の農産物を活用する方法をもっと研究する必要があるのではとのお尋ねですが、地産地消につきましては、学校給食メニューに必要な野菜の中で、町内産の野菜のうち、軟弱野菜であるハウレンソウ、コマツナ、チンゲンサイを既に給食に導入しております。また、他の野菜についても、収穫時期を考慮し、栄養士に地元野菜を取り入れる献立を研究していただいているところであります。

次に、センター方式のコストと危険性についてのお尋ねですが、給食の方式としては、御存じのように自校方式とセンター方式とがあります。そのコストにつきましては、試算はできておりません。給食は、安全、安心で安定した供給をすることはもちろんのことですが、センターにおいて集中処理することによって、一般的に人件費、光熱水費や食材の納入経費が安価に抑えることができると考えております。以上でございます。

八尾2回目の質問

それでは、2回目の質問をいたします。

最初の地区計画のところですけども、条例が動くときに、この告示を合わせたほうが望ましいとされているなどというふうに言っておられますが、役所の手続きですから同意があれば、そのように告示をされたらいいのではありませんかと、ごく単純に言っている

だけのことでございます。2月23日には、告示しますというふうに約束をしておられたのを守っていただいたので、特にもめてるわけではありませんけども、今後のことに、やっぱり影響が及びます。やっぱり肅々と役場の事務というものは、進めていただく必要があるなということをお願いしたいと思います。

それから、12月中に日程を明らかにするというを五つの自治会との間であれだけ約束をしたのに、例えば私が住んでいる馬見北5丁目に届いた山村吉由副町長名の昨年12月27日付のその日程というのはこれです。不在地主の要望を自治会案の中に生かす、いかに反映すべきか検討と書いてあって、矢印がありまして、町案について自治会役員不在地主と協議とありまして、日付ないんですよ。こんな日程言いませんやろ。日程出すという言うてはったんやから、ちゃんとやってもらわないと困るという話ですわ。それで、これをこのままにしておいたんでは、前に進まないというので、しょうことなしに、えらい口はばった言い方ですけど、それぞれの自治会がこういうスケジュールでやってほしいというふうに言わざるを得なくなってしまったわけです。

馬見北5丁目について言いますと、地権者縦覧、意見集約は3月末、一般縦覧、意見集約を5月末、都市計画審議会決定は7月末、建築条例の制定は9月議会でやってほしいということで逆に提案しているわけです。町が日程示さないから自治会が示さざるを得ないと、だからこのことについて、これができるのかできないかということはどういうふうに検討いただいたんですか。答弁してください。

吉村事業部長の2回目の答弁

自治会から示されましたスケジュールは、馬見北5丁目の例をお示しでございますけれども、いろんな自治会のスケジュールがございます。自治会によりましては、問題点が提起されておるところ、あるいは、まだ問題点も提起されておらない自治会、地区計画に対してですね。そういったところもございますので、私、担当といたしましては、非常に厳しいスケジュールをお示しをいただいておりますという認識をしております。ただ、事務遂行に当たりましては、できるだけ精力的に対処をしていきたいと、これは、従来と何ら変わらない点でございます。今後、努力をいたしますので、よろしく願いをいたします。

八尾3回目の質問

吉村部長、そういうふうに言われたけどね、厳しいんだったら、厳しいで、3月末が厳しいんだったら、じゃあ、4月中なのか、4月の末なのかということをおあなたの側からちゃんと言わなかったら、日程をちゃんと調整しますという約束は果たさないことになるじゃないですか。そんないいかげんな答弁は納得できない。

それから、きょう、答弁見たら、馬見南4丁目については、共同住宅ゾーン地区の検討委員会の4社にお会いする機会を打診して返事を待っていると、こうなってるんですよ。返事待ってて前へ進むんですか。決裁権のある人にちゃんと合わない困るというのが、

現地の意見ですよ。課長さんとか、課長補佐さんとか会うてまんねんということを交渉の中で言われたけど、責任ある答弁ができる人をちゃんと捕まえて、これは、町にとって一大事なんだということを、あなたの口からちゃんと言って、何月何日に出向くからちゃんと会ってくれな困るやないかいうことをきちんと言わないと、前に進んでいかないという話ですよ。待ってて、この課題は進まないということ言ってるわけです。そういう認識がないんじゃないかと思う。そういう認識にぜひ改めていただきたいと思うんですが、どうですか。

吉村部長の3回目の答弁

いいかげんな答弁というように言われましたけれども、私は、精いっぱい努力をするということでお答えをしているものでございます。また、南4丁目の件にお触れをいただいておりますけれども、これまでもお会いしております。意見は当然、少数意見ということでおっしゃいますけれども、やはり、企業、あるいは、地権者にとりましても、大変、重要な問題でございます。切実な問題として、お考えでございます。私のほうから、逆にお願いをしたいと思います。自治会の役員さんも企業の代表なりと懇談をしていただく準備をしていただけるのかどうかと、こういうこともお尋ねをしたいと思いますところでございます。以上です。

八尾反論

ちょっと、納得できない。議員が町に対して質問する権利あるけど、逆はないはずだ。今の発言撤回してください。そんなこと一体、いつ決まったんや。反論権なんかないよ、そんなの。

吉村部長答弁

この件につきましては、各自治会長さんを中心として、折衝をしておりますので、そのことをお申し上げただけでございます。以上です。

八尾第3の質問の2回目の質問

いろいろ言われましたけれども、きちんとやっていただくということがあれば、2月23日の告示のようにやっていただいたということを確認できるわけですから、そのように部長も努力をしていただけるものと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

地産地消のところでございます。1月22日奈良市で開催された愛媛県今治市の学校給食における食育について勉強してきました。講師は今治市の職員さんです。今治市役所総合政策部企画課長の安井孝さんという、こういう方でございます。ここでは、食育を進めるために、何も言わないで子供たちに画用紙出しまして10年後の食卓というのを書いてくださいというふうに言うんですって。そしたら、何が出てくるか言うたらカップラーメン

ンが出てきて、カロリーメイトが出てくるんですって。そんなんが出てくるそうです。その後、10時間に及ぶカリキュラムを経て、もう一回書いてねと、こういうふうに言うと、子供たちは何を書くかという、野菜、具だくさんのみそ汁、海草、御飯、牛乳と、こういうふうなのを書くんですって。だから、食育がちゃんと伝わってるなど、それが、御近所の農家で採れたものが出されてるということを知りたがるようになっています。校内放送で、きょうのニンジンはどこそこのタナカさんのつくったニンジンですということになるようになっています。ですから、子供たちは、みんな食べながら、例えば、もし広陵町でやるんだったら、百済のタケムラのおっちゃんのニンジンかな、広瀬のマツカワのおっちゃんのニンジンかなと、こんなことを言いながらやりとりして、僕が当たったと、こういうことで喜んでキャーキャー言ってるそうです。そうすると、食べ残しがえらい少なくなったと、こんな効果もあるようになっております。

それで、このことの出発点をいろいろ聞いてみますと、農協の会議で生産者のほうから、子供たちに自分たちのつくった野菜を食べてもらいたいという話が出て、今治市の学校給食課長さんが、それまで取引をしていた青果事業協同組合との話し合いの結果、次の3点を、確認をしたと、今治市は地元産の有機農産物や特別栽培農産物を優先的に学校給食に提供しようというのが1。それから、二つ目に、有機農産物が市場調達される場合は、それまで取引していた青果事業協同組合からも購入をしますと、積極的に展開しよう。それから、三つ目は、その地域で標準的な農産物もできるだけ今治産を優先して、もし、今治産がないんだったら、近隣農産、近隣がなければ愛媛産、愛媛産がないんだったら、四国産、四国産がないんだったら中国産と、中国地方ね。中華人民共和国と違いませ。中国産というように、できるだけ今治市で近い産地で生産されたものを使用すると、ですからこれまで取引していたところが、システムが変わって、もうこうでもらえないようになったんだと、こういうことにはしないと。この結果、青果物の価格は事前入札制でなくなって、日々の競り値に基づくものになったようになっています。

これは、私たちの町でも、こういうやり方はできるんじゃないかと、以前に町長から、取引先をどうするのかということで、農協にといろいろ四苦八苦しておられたということを知っていますけども、やっぱり、こういう先進例といいますか、実際にやっておられるところもあるようですから、これ、研究してみる必要があるんじゃないかと思えますけども、どうでしょうか。

それで、一つだけ申し上げておきたいのは、給食の問題では、教育長とやりとりはあります。中学校給食はしないと、それは、弁当がいいと、中学校給食は否定論者ですかと、あるいは、いろいろ障害があつて、中学校給食はできないんだということですかということを知っています。去年の暮れに私と山田美津代議員で、二人して教育長室を訪ねまして、そしたら、教育長は返事ができませんと、こういう返事でした。それ以外はオフレコですから言いませんけど。だから、この問題について、安田教育長が答弁されるなら、されるで構いませんけどね。もう少し、熱意を持ってやっていただかないといかんという感じが

いたします。とりあえず、教育長、どうぞ。

安田教育長の2回目の答弁

現在、今言われた、今治市の取り組み、実際私も砺波市とか、それから犬山市も見に行ってきた、その地産地消のことも学んできました。3番目のほうに言われたように地元産、そして、その地域産というんですか、そして、奈良県産、そういうようなことがいいわけですけども、現実として今、軟弱野菜を三つ、それを依頼して、つくってもらっています。その中でも、すべて1年間賄えるかといったら、賄えないんです。やっぱり、ある時期、その量を、やっぱり2,300から2,500食ほどするときには、それだけの量がいるわけですからね。それから、もう一つは、あとほかの野菜とか、今考えられているんですけども。もう一つは、栄養士とも話ししているんですけども、例えばの話ですけども、なすびを少し利用できないかというようなことで、一生懸命考えてもらっています。そういうことで、なかなか一つの量をすべて、依頼してつくっていくというのは、大変だなということ、この数年間してきた中で実感している次第です。以上です。

八尾3回目の質問⇒八尾第4の質問の2回目の質問

それから、答弁で、自校方式とセンター方式では、試算をしていない。一般的に言っただけだということだから、こういう問題についても、やっぱりきちんとしてもらわないといかん。岩見沢で発生した事件ですけども、危機に対応することだって、相当のコストですよね。安全にやっぱり運営できるようにというふうにしなないといけないと思います。

それから、中学校給食ですけども、私の近所に6年生、3年生、1年生か、3人の子供をお持ちの方がいるんです。もう、3月ですねいうて向こうから言っ、そう、3月ですね言っ、そういえば、今度、中学校ですか、そうですねん、困ってますねん言っ、給食ないからね。だから、6年生と1年生ということは、これから9年間、弁当をつくるということにならざるを得ないというふうに、その方は言っておられました。早いことやってもらわないと、去年の夏みたいに傷んで困るということだとか、仕事行ってますから、女性も家事にしばられることなく、外で仕事ができる社会をというふうに言うているんですけども、その体制が整わない。子育ての非常にしにくい、この意味では、町になっているというふうに思っております。そんな問題もありまして、この中学校給食を実施してほしいというのは、非常に強い声があるんだということ、やっぱりもう一回ここできちんと申し述べておきたいと思います。

後でまた、山田美津代議員も取り上げますので、給食はこのあたりにしときます。

3番目いきます。第3次行政改革大綱のところでですけども、平成23年度が空白になってしまう件について、答弁がないんですね。大事な計画だからいうて、呼びかけられたのになくてもいけるということですか。そんなぐらいの総合計画なんですか、むしろ、きちんとやってもらったほうがいいように思いますね。去年、これ質問しましたら、副町長が、

何で1,000万もかけてやるんですかと言うたら、副町長の答弁は、いや印刷をせなあかんねんと、こういうふうに答弁をしておられました。印刷だったら、町の、役場の輪転機を回していただいたら、一番いいのではないかと、むしろたくさんの人に、この計画づくりに参画をしていただくということが、非常に重要なことだというふうに思います。

私、今ここに前任者から、引き継ぎました第3次行政改革大綱という、確か竹村部長が熟知しているという、自治体キャラバンのときの答弁でそのように言っておられましたから、熟知しておられるだろうと思いますが、大事なところをもう一回だけ復習しておきます。

この中で、住民協働のまちづくり推進では、次のように述べているわけです。住民参加を推進するため、住民と行政がともにパートナーとして、相互の役割を果たし、町政を協働して進めることが大きな課題となっている。施策の計画策定など、各段階での住民参加を図り、道路、河川等の公共域における美化活動や、身近な公共施設の管理運営など、地域に密着した活動を支えるシステムづくりを積極的に推進するとして、住民本位の政策立案の推進としては、まちづくりの主役は、住民であることから、政策形成段階からともにまちづくりに取り組むためのパートナーシップを構築するというふうにここで言ってるわけです。これは、町が決めたんですね、答申を受けて。町が決めたんですよ、政策立案段階からやりますと、これが公約でして、部長さんも熟知しておられることなんでございます。

ところが、この公共交通のアンケートなどは、期待感、失望させるので、時間と労力を費やすだけだと、こんな答弁でございます。これ、全然、整合性がないんですけど。ちゃんとやってもらわないと困るんですけど。答弁してください。

坂口部長の2回目の答弁

23年度は、空白であると。確かに2010年度までの、これは、計画でございますけれども、24年度分につきましては、この23年度の方が、24年度の予算に反映されておりますので、それにつきまして、一応、おかれているというのではなくて、反映されると、予算的に。そして、24年度予算につきましては、今年度の2011年で行う。23年度は空白であるというのは、1年ずつずれましたけども、2010年の22年度ですね、そこまでの総合計画は、今の新規の当初予算に反映されておるわけです。そして、今年度、22年度の今、繰越明許しながら、もう既に職員によるプロジェクトチームは活動させていただいておまして、この運営の方法というのは、どういうぐあいなものかと申し上げますと、まず、策定プロジェクトチームという形で、今15名ほどの職員が、もう既に、第3次の計画の評価及び基本構想ということをやらせていただいております。

それから、2月15日付の広報で、これまた懇話会に住民の皆様の御参加ということで、4名程度の、この数の云々につきましては、別ですが、4名程度の方の募集をさせていただいております。今のところ、かなりの、8名前後の方の御希望がございます。それをま

とめさせていただきながら、また、この策定のやり方というのも説明させていただきますと、まず、プロジェクトチームというのをおきまして、10年から15年の若手の職員において、これをさせていただいております。そして、それででき上がりました議案と言いますか、提案を最終的に、その間、もう一つ策定委員という方々、これはまだ決まっておりませんが、学識者、この懇話会ではなく、専門家ですね、何々大学の先生云々等で、策定委員会等を作成させていただきまして、そして、最終的に懇話会等で、懇話会も一応、申し込みでは3回ぐらいの予定でいっておりますけれども、その内容によりましては、もうちょっとふやしてもいいんじゃないか、また、懇話会の開催は住民が参加しやすいように、土曜日曜の、または夜間でも、開催もいいんじゃないかというような考えでおります。開催回数につきましても、3回、それ以上、そのときの進行によりまして3回以上のことも行いたいなど、必要であれば回数の増加も視野に行いたいということで行っておりますので、ちょっと、よろしく願います。

八尾第3回目の質問

第3次広陵町総合計画というのはこれですよ。2000年から2010年とちゃんと書いてある。いや、部長、いろいろ言われたの、私理解できないんですよ。結局、空白になってないんですよと、あなたそういうふうに言いたい。言いたいんだったら、ちゃんと、2011年からの分だということをして2011年度中につくって、決めないとあかんのちゃいまっか。ここだったら、これは平成12年の11月ということだから、平成22年11月の段階で平成23年度以降の10年間については、こういうふうにしましょうよということをして段取りせなあかんのに、それがえらいおくれちゃったよという話ですよ。だから、もう3月末ですから、1年間飛んでるとするのは、非常に私、総合計画大事と言いながら、実は職員内部でいろいろ議論はしているけれど、私が言ってるように政策立案の段階から、住民の方に参加していただくという意味での計画づくりになってませんよということ言ってるんです。だから、きちんと認めないとあきませんがな。1,000万使うんでっせ、これ。1,000万。ちゃんと段取りして、それで、4人も少ないし、回数も少ないし、ただ、今言われたように、夜間だとか、お休みの日にやられるという工夫はしますということだから、それはそれで、一歩前進なんだと思います。だけど、ちゃんと、そのあたりですね。経過も明らかにしてもらわないと困ると思います。

もう一つ、これは聞いておかなきゃいけないのは、これホームページに第3次行政改革大綱というのはアップされてないんですよ。これアップしてほしいんですけどね。住民参加を定めた重要な指針ですからね。住民参加ということ町長自身も言うておられるわけだから、これやっぱり、ちゃんと閲覧ができるようにしてもらいたいなど、こう思うんですけども、していただけますか。

山村副町長の3回目の答弁

総合計画が、2010年までということで、ことしは、もう2011年でまだ次の計画ができていないと、冊子を印刷して、並べますと1年空白ができてしまうということは、結果としてそうなると思います。ただ、今の総合計画に基づいて、今も町行政運営をさせていただいておりますが、終期が2010年と、計画期間はそうとなっておりますが、それを基本に行政運営をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

また、行革大綱については、ホームページに載っていないということですので、それに基づいて、事務も進めさせていただいておりますので、必要な部分については、ホームページに掲載するように担当のほうに指示をいたしたいと思います。

八尾第5の質問の2回目の質問

1年空白になってるのをしどろもどろになって言い逃れを副町長はしたと思いますけども、大事なことは中身でございまして、ちゃんと住民参加でやっていただいたら結構かと思えます。

資格証明書のことですけれども、意見の不一致ではないんだと、私これ、ちょっとびっくりしたんですが、事前にこういう資料を準備して、国保運営協議会に提出するんですよというのは、事前に町長は見ておられてないんですか。見た上で国保運営協議会にいつてるんでしょ。それなら、おれが言ってるのと違うやないか、何を言ってるんだと。資格証明書の発行なんて、おれは考えてないんだと、そういうのは出すなということ事前に指示してもらわなきゃいけないのに、出てきたので非常にびっくりしていると。それで、収納対策上、収納課長は出しましたよというふうに言っておられるんですが、事実が示すように受診抑制だけはしっかりできるんですよ、これ。資格証明書になってしまうとね。大体、50分の1から100分の1になるんですって。ほとんど、お医者さんへかかれなんですよ。それで、国民健康保険税は定められた金額を納めるということは、当然のことだと私は思ってるんです。ただ、払えない人は払えない事情をちゃんと説明しましょうねということも当然だと思います。そのお話がなければ役場は仕事ができないというのも、それはそうだろうというふうに思います。

今は、払いたくても払えない人がふえているんだよという認識のもとにどうするかという話なので、本人と全然会ってないのに、強制的に差し押さえするのは、やめなさいということだということを言いました。それで、大事なことから聞いておきますが、国保税は納入するのに最大限の努力をしますということで、誓約書を書きまして、だから、短期の被保険者証くださいというふうに言った場合には交付してるんですか、してないんですか。というのは、国保税の支払いが被保険者証の交付とは一致しないんですよ、という理解なんですね。そういう条文どこにもないんです。

それから、もう一つ言っておかなきゃいけないのは、この国保を使った、私最近水虫になりましてお医者さん行きまして、ほんなら、これきましてん、これ。つめ水虫な。国民健康保険とは、いつどんなときにかかるかわからない病気やけがの医療費の負担を少しで

も軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなでお互いに保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという、助け合いの制度ですというふうにご記載されている。部長御存じですね、助け合いの制度だと。国民健康保険法に助け合いの制度なんて一行もないですよ。助け合いの制度というふうにするのは、実は、旧法ですね、戦前です。昭和13年に国民健康保険がスタートしたときには、第1条にこういうのがあります。国民健康保険は相互扶助の精神にのっとり、疾病、負傷、分娩または死亡に関し保険給付をなすを目的とするものとす、という項目はあるんです。しかし、これは、相互扶助じゃないんですよ。社会保障なんですよ。ところが、この届いている文章には、助け合いの制度なんだから金入れてくれなきゃ、あなたが国保の事業運営を妨げるなんていう、私にしたらおどしのような文章が書いてあるんです。これは、もうやめてもらわなアカン、部長どうですか。もし、国民健康保険法の第何条に今、八尾が指摘したことが書いてあるやないかと、見過ごしたなどいうのだったら言ってください。これに、根拠があるんだったら言ってください。どうぞ。

竹村福祉部帳の2回目の答弁

失礼いたします。何点か、お尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。まず、国保運営協議会でのやりとりの件でございます。これにつきましては、担当者と町長が不一致発言をした内容ではないということは答弁させていただいたところでございます。経過を若干、御説明させていただきますと、いろいろな角度から、担当課は納税交渉に当たっていただいております。先ほども、議員おっしゃいましたが、誓約書もいただき、短期の保険証でも対応させていただいておるケースというのはございます。その中で、なかなかお約束を果たせていただけてないお方というのものもあることも確かでございます。その徴収困難な事例、交渉困難な事例として何点かも御紹介を担当課長からさせていただいたところでございます。そのような誠実に交渉を受けていただけないお方につきましては、やはり、決断をしなければならぬ時期に、そういう検討もしなければならぬのではないかとこの町長が発言させていただいたところでございまして、何もかも、そういうことは、検討しないとかいうことを町長が言ったわけではないということもお願いしたいと思います。ただ、できるだけ、納税交渉に当たらせていただいて、現在のところは、いきなり資格証明書というようなことではなしに、資格証明書を検討するに当たっては、それなりの検討をする委員会といいますか、審議会、審査機関でもって、慎重に対応するということを町長も担当も含め発言をさせていただいたところでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それから、助け合いの制度につきましてでございます。条文におきましては、明らかな、表現されているところはないとは存じますがけれども。あくまでも、国民健康保険の財政を支える一つは公費負担というのがございます。もう一つは大きな部分で、税という部分がございます。その両方を財源として、運営されているわけでございますので、その部分で、皆様進んで納税をしていただけて、みんなの力で国保財政を支えていただくと、そういう

趣旨で記載をさせていただいたものです。納税に対する御理解を得るために、そういう表現を使わせていただいております。よろしく御理解をお願いいたします。

八尾 5 番目の質問の 2 回目の質問

今、部長は法律に根拠のない文章を載せてますということを認められたという重要な発言でした。

最後に、北方領土いきます。これが、実は私、北方領土返還で署名してくださいと頼まれてまして、すぐにしました。我が国の領土ですから、すぐしました。それで、もらったのがこれでございます。北方四島が我が国の領土だというふうに言ってるわけです。ところが、18年前の赤旗新聞ですが、占守島で生まれて育ったという人です。私の生まれ故郷は一体どこの国の領土なんだと、もう日本だと、何で自民党はなぜ言わないのかと、当時自民党、政権与党だったからそんなこと言ってますね。だから、書かれているのは、そのとおりだというふうにはありますから、これは、やっぱり奈良県民会議の中でこういう話が議会で出たんだと、どうなんだと、段階論じゃなくて、北方四島、最初に帰してもうてから、次にいくのじゃなくて、議会でもこういう話が出るとんだと、一回研究してもらえんかということぐらいは、言うてもらいたいと思うんですが、どうですか。

坂口部長の 2 回目の答弁

北方領土問題についてですが、今、見せていただいたんとは、また、これですね。これにつきましては、確かに北方四島、今、国後、択捉、歯舞、色丹、この4島につきましては、先に北方領土の日を確定し、北方領土を国民の声と熱意で、4島を島と呼んでますけども、島返還ということを訴えておられるわけでございます。ただ、北千島ですか、この問題につきましても、最終的にお答えさせていただいたように、まず、北方四島ですね。これを、まず解決しないことには、次の段階へ進んでいけないということで御理解を願いたいと思っております。

八尾 3 回目の発言

言っておられる中身は理解はしますけれども、それでは、前へ進まんから言ってるわけです。ことしの2月7日の新聞も4島だけでございます。この件について、県民会議ですね。北方領土返還要求運動奈良県民会議の事務局はどこになってるかいうたら、奈良県庁広報広聴課と県庁にあるんですね。だから、半官半民の運動団体です。我が広陵町の予算書にも年間1万円の会費を払っていることですから、これは、地方自治体がこの問題について関与するということなので、引き続き取り組んでいただくことを要請して終わります。